

## 平成28年度 発注者支援業務等に関する一般事業者向け説明会

### 【主な質問と回答】

項目	質問	回答
中立・公平性に関する要件について	<p>工事に関する事後制限としては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。」</li><li>・「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。</li></ul> <p>とのことだが、当該工事に技術者を派遣することも認められないのか。</p>	情報管理の観点から、認められません。